

2 経営資源の配分等

(1) 県組織の見直し

【基本的な考え方】

組織体制については、環境の変化に的確に対応し、簡素で効率的・効果的なものとしていくことが求められており、平成18年度には、以下のような改正を行いました。

① 本庁部局編制の見直し

- ・ 総合企画局、総務局及び地域振興部を政策部及び総務部に再編
- ・ 政策部内に東紀州対策局を、農水商工部内に観光局をそれぞれ設置

〈平成17年度〉 〈平成18年度〉
3局6部 ⇒ 8部（2部内局）

② 地域機関（県民局制度）の見直し

- ・ 県民局制度を廃止し、地域において必要とされる県民サービスを迅速かつ的確に提供する権限を有する第一線の機関と位置づけた事務所を設置

〈平成17年度〉 〈平成18年度〉
7県民局52部 ⇒ 46事務所

平成18年度に大幅な組織改正を行ったことから、当面は、現行の組織の枠組みを基本としつつ、地方分権や市町との役割分担などの変化に的確に対応し、第二次戦略計画の推進に向けて効果的に機能するよう、また、一層簡素で効率的・効果的なものとなるよう、弾力的に見直しをしていきます。

【平成17年度から21年度までの5年間の取組目標】

- 次の視点を基本として弾力的に見直しを行います。
 - ア 「第二次戦略計画」の的確な推進に向けた組織体制の整備
 - イ 地方分権の進展等に伴う県の役割変化を踏まえた組織体制の整備
 - ウ わかりやすく、簡素で効率的・効果的な組織体制の整備

(2) 人材育成の推進

【基本的な考え方】

県政運営をめぐる大きな環境変化を踏まえて、平成17年度に新たな「人材育成ビジョン」を策定しました。この新たな人材育成ビジョンのもとで、職員に組織の使命を伝え目標を共有するとともに、職員一人ひとりの意欲と能力を最大限に発揮させることによって組織としての力を向上させていくという観点から人材育成を推進します。

① 研修の整備充実

職員、所属長、部長等の三者を人材育成の基本的な構成として、人材育成の推進のためにそれぞれが担う使命や役割を明確にし、一体となって、職場での人材育成活動（OJT）を重視した人材育成を進めていきます。また、新たな人材育成ビジョンに基づく研修体系を整備、充実していきます。

② 職員の配置等への反映

職員のキャリアデザインに十分配慮しながら、職員の能力（強み弱み）や特性を的確に把握し、それらを職員の配置等に反映させ、職員の意欲や納得度をより一層高めます。また、男女共同参画の視点から女性職員を積極的に登用します。

③ 人材育成を支援する仕組み

人材育成を支援する仕組みとして、能力や実績に基づく人事システムの整備をさらに進めるとともに、次世代育成支援、推進のための勤務環境の制度など必要な職員サポートの充実に取り組みます。

【平成17年度から21年度までの5年間の取組目標】

● 人材育成ビジョンに基づく研修等の充実

平成17年度に策定した新たな「人材育成ビジョン」に基づく研修体系による職員研修の整備、充実などにより、職員の人材育成、能力開発への支援を行っていきます。

● 人事システムの整備

- ・ 職務遂行能力不足等の職員に対して的確に指導し、対応する仕組みを整備、運用していきます。
- ・ 能力や実績に基づく任用と処遇のため、現在管理職員に導入している勤務評定制度を全職員に拡大します。

(3) 定員管理の適正化

【基本的な考え方】

定員管理の適正化については、これまでも計画的に取組を進めてきたところであり、知事部局等においては、平成10年度から平成16年度までの定員適正化計画で、7年間に411人（約8%）の削減を行いました。

また、平成18年3月には、平成17年度から平成21年度までの5年間の削減目標を定め、取り組んできたところです。

県財政は、「三位一体の改革」による地方交付税等の著しい減少、基金の著しい減少、長く厳しい不況下での景気対策等に伴う県債発行による公債費の増嵩・高止まり、退職者の増加に伴う退職手当の増加などに加え、現在国が

進めている「歳出・歳入一体改革」などにより、非常に厳しい状況にあります。

平成18年6月に成立した「行政改革推進法」では、地方公務員総数の4.6%以上の純減(17.4.1~22.4.1)が要請され、平成18年7月に閣議決定された「骨太の方針2006」では、財政運営についての厳しい方向性が示され、地方公務員人件費について、国家公務員の定員純減(5.7%)と同程度の純減を行うなど、大幅な削減を実現するとされたところです。

こうした行財政を取り巻く厳しい状況を踏まえ、定員管理の適正化について、一層の取組を進めていく必要があります。

このため、事務事業自体の見直し、市町への権限移譲や役割分担の見直し、民間活力の積極的な導入などに加え、各部、各事務所に共通する業務の集約化などの組織運営方法の見直しや組織の見直しを進めるとともに、新たな行政需要等についても、既存事業や事務処理方法の徹底した見直しにより対応するなど、重点的・効率的な定員配置を進め、総職員数の削減に取り組みます。

【平成17年度から21年度までの5年間の取組目標(新定員適正化計画)】

● 職員総数の削減目標

平成17年4月1日の職員数(24,996人)を基準として、平成22年4月1日までに△4.6%(約1,140人)を目標に削減を行うとともに、県立看護大学の地方独立行政法人への移行、公営企業のあり方検討などにより、約△5.7%の削減をめざします。

● △4.6%(約1,140人)の部門別目標

・ 一般行政部門(知事部局等)

平成17年4月1日の職員数(4,825人)を基準として、平成22年4月1日までに△10%(約480人)を目標に削減します。

・ 教育委員会

事務局職員について、平成17年4月1日の職員数(390人)を基準として、平成22年4月1日までに△10%(約40人)を目標に削減します。

公立学校教職員については、今後の児童生徒数の減少等を踏まえ、平成17年4月1日の教職員数(15,070人)を基準として、平成22年4月1日までに△4.4%(約660人)を目標に削減します。

これらにより、教育委員会全体としては、平成17年4月1日の教職員数(15,460人)を基準として、平成22年4月1日までに△4.5%(約700人)を目標に削減します。

・ 警察部門

警察官については、従前から法令に基づいた定員管理を行っていますが、平成17年4月1日から現時点までの法令改正を踏まえると、96人(3.4%)の増が見込まれます。

一般事務に従事する職員については、効率的な警察執行体制の構築を進め、平成17年4月1日の一般事務に従事する職員数(248人)を基準として、平成22年4月1日までに、△8%(約20人)を目標に削減します。

・公営企業等

平成17年4月1日の職員数(1,407人)を基準として、平成22年4月1日までに△3%(約40人)を目標に削減します。

なお、公営企業については、今後、中期経営計画を策定することとしており、この削減目標は現時点での暫定的なものです。

(4) 給与等の適正化

【基本的な考え方】

① 給与制度

給与制度については、平成11年度の特殊勤務手当の見直しをはじめとして、これまでに退職手当の支給率引き下げ、退職時特別昇給の廃止、高齢層職員の昇給停止制度の導入など、県民の納得と支持が得られる制度・運用とするための取組を行ってきました。

平成17、18年度の2年間は、知事をはじめとする特別職等の給料と管理職員の管理職手当の減額を実施したところですが、平成19年度もこれを継続することとし、総人件費の抑制にも努めているところです。

また、近年の民間給与の状況等を反映して、平成14年度から平成17年度まで、職員の給与については、累計で約3.45%の引き下げを実施しています。知事等三役についても、平成18年4月に給料の引き下げを行うとともに、平成19年4月には三役の給料と知事の退職手当を引き下げたところです。

引き続き、総人件費の抑制と、より適正な給与制度・運用のために、年功的な給与処遇から職務・職責に応じた給与構造への転換や勤務実績の給与への反映等を図るとともに、諸手当の支給のあり方について点検し、必要なものについて見直しを図ります。

② 福利厚生

福利厚生事業については、平成11年度に、互助会への補助金の算出方法を、職員の互助会費掛金をベースとした算出方法から、補助対象事業を明確に定め、その事業毎に必要な経費を算定する事業費ベースの算出方法に変更するなど、県民の理解が得られる事業とするための取組を行ってきました。

平成18年度には、職員の福利厚生事業を実施する県・共済組合・互助会の役割を明確にし、それぞれが取り組む事業について、雇用主としての責任とともに、有効性及び効率性の観点から、見直しを図りました。

今後についても、事業の質の改善を図ることによって職員満足の向上をめざすとともに、より県民の皆さんの理解が得られるものとなるよう、引き続き、点検・見直しを進めます。

【平成17年度から21年度までの5年間の取組目標】

- 勤務実績に基づく新たな昇給制度及び勤勉手当に勤務実績をより反映し得る仕組みについて、早期の構築・導入を図ります。管理職員については、平成18年度から新たな勤務評定制度を導入し、評定結果を給与に反映するとともに、その他の職員についても早期に新たな勤務評定制度を導入し、評定結果を給与に反映できるよう取組を進めます。
- 年功的な給与処遇を改善するために、職務・職責に応じた給料表の級ごとに昇給できる最高額を定めるとともに、55歳を超える職員の昇給幅が標準の1/2程度となるよう抑制措置を実施します。
- 平成19年度から、職務・職責に応じた手当とするため、管理職手当を定率制から定額制へ改めるほか、農林漁業普及指導手当や特殊勤務手当について必要な見直しを行うとともに、引き続き、諸手当の点検を行います。
- 人件費の状況等について、よりわかりやすいかたちで県民の皆さんにお知らせできるよう、公表の仕方を工夫するなどの取組を進めます。
- 福利厚生については、引き続き、実施状況を公表するとともに、制度の分析・点検を実施し、必要な見直しを行うことによって、質の高いサービスが提供できるよう取り組みます。

(5) 公正の確保と透明性の向上 — 情報公開、会計、入札契約、監査等 —

【基本的な考え方】

これからの行政の役割は、多様な主体で公を担う社会にふさわしいものに変わる必要があり、行政と他の多様な主体との役割分担のもとで、連携協働による公共サービスの提供が求められています。

このため、県は、県が行う事務事業に関する情報の透明性を確保するとともに、県民の皆さんの意思を県政に反映させるために、県のもっている情報をわかりやすく提供し、多様な手段で県民の皆さんの意見を聴くことが重要です。さらに、公平・公正の基本をしっかりと踏まえ、県民の皆さんから信頼される県政であることが必要です。

このような点から、引き続き情報公開や適正な会計事務処理の一層の推進、入札契約制度の改革、監査委員監査の充実、外部監査制度の有効活用等に取り組みます。

① 情報公開の一層の推進

ア 情報公開制度の的確な運用

開かれた県政を進め、県民の県政に対する理解と信頼を高めるため、職員研修の実施等により職員等の意識改革、資質向上を図り、情報公開制度の的確な運用(行政情報の開示・非開示の適正な判断等)に努めます。

イ 県出資法人等の情報公開に対する支援

県出資 25%以上の法人について、的確に情報公開制度が運用されるよう支援していきます。また、指定管理者においても、公の施設の管理に係る情報についての的確に情報公開制度が実施されるよう支援していきます。

② 会計事務の適正化

ア 会計事務支援体制の充実

会計職員のスキル向上をめざしたOJTの強化や、会計検査や会計相談の充実を図るため、事前検査を実施し、不適正な会計処理の未然防止を図ります。

契約事務の適正化及び物品調達事務の合理化を図るため、入札事務と物品調達事務を集中化します。

イ 新会計規則運用方針とマニュアルの作成等

適正な会計事務処理をめざして、平成19年4月1日施行の新しい三重県会計規則に則り、初心者にも理解でき、経験者には会計実務の応用力が高まるよう、基礎的知識と実務をわかりやすく逐条解説的にとりまとめた運用方針を作成しました。また、初心者でも適正な会計処理ができるよう、会計事務マニュアルの全面改訂を行いました。

これらの新しい運用方針とマニュアルについて、その周知徹底に努めるとともに、今後とも規則等の改正にあわせた改訂を行っていきます。

ウ 会計事務研修の実施

会計担当職員等の能力向上のため、現在の研修体系の細分化やeラーニング研修の再編を行うとともに、会計事務履修状況の登録制度(キャリア登録制度)の活用による人材育成を図ります。

③ 入札契約制度の改革

県民の皆さんから信頼される公共調達を行うため、平成19年1月に、三重県公共調達改革推進本部を設置し、これまで取り組んできた入札契約制度改革の検証をもとに、より公正性、透明性、競争性が確保される入札契約制度の確立とともにコンプライアンスの徹底に取り組みます。

(平成19年度の取組)

ア 建設工事

- ・原則、全ての建設工事に条件付一般競争入札を適用
- ・施工体制や社会貢献度を反映した評価項目の追加による総合評価方式の拡充
- ・談合行為に係る賠償金の額を契約金額の10%から20%に引き上げ

(特に悪質な場合は15%から30%に引き上げ)

イ 物件関係

- ・WTO政府調達協定に該当する大規模な施設管理業務等については、総合評価一般競争入札制度を導入
- ・一般競争入札で行う一定額以下の案件について、公平性、公正性及び透明性の確保を前提に地域調達型一般競争入札制度を導入
- ・電子見積システムを発展拡大し、物件等地域調達型電子入札システムを運用
- ・入札参加資格者名簿を廃止し、入札の都度審査する方式に変更
- ・入札前の資格審査を最小限(法的要件)に留め、事後審査方式を導入

④ 監査委員監査の充実

監査委員の行う監査については、財務の正確性、合規性に基礎を置きつつ、公平性、透明性、競争性の確保、3E(経済性、効率性、有効性)などを重視する監査へと質的な向上を図るとともに、行政監査として、「県民しあわせプラン」の施策を対象に、施策、基本事業、事業の評価を行います。監査結果には県行政の改善に向けての提言・意見も盛り込み、監査結果の県行政への反映を図ります。

執行部局は監査結果を受けて必要な措置を講じ、監査委員は講じられた措置のフォローアップを行います。

監査結果と執行部局が講じた措置の状況(改善状況)は、公報、ホームページなどで県民の皆さんに公表し、県行政に対する信頼を高めます。

⑤ 外部監査制度の有効活用

監査機能の専門性・独立性の強化と県政に対する住民の信頼を高めるため、引き続き外部監査を実施します。

また、実施にあたっては、①改善につながる監査報告となるよう、外部監査を的確に受検すること、②その全ての指摘内容に対して措置を講じること、③監査委員監査による改善フォローとも連携しながら対応を進めていくことにより適正な行政運営の確保を図るとともに、「監査結果」及び「監査結果を受けて講じた措置」について、全てを公表(議会への報告、公報掲載、ホームページ掲載)することにより、住民からの信頼性の確保を図ります。

⑥ 一定の公職にある者等からの要望等に関する取扱要領の適正な運用

一定の公職にある者等から職員に対して行われた要望等を記録、報告して情報共有することにより、組織的な対応を徹底します。また、その内容を文書として保存し、公文書として三重県情報公開条例に基づく開示請求の対象とすることで、県政運営の公平性、透明性を高め、県民の皆さんの

県政に対する信頼の確保を図ります。

⑦ 三重県職員等公益通報取扱要綱の適正な運用

三重県職員の職務遂行にあたっての法令違反等に関する通報を職員等から受け付ける体制を整備し、通報者の保護を図りながら適切な措置を講ずることで、不正を未然防止するとともに、県政運営の透明性を高め、県民の皆さんの県政に対する信頼の確保を図ります。

また、県の外部に独立した通報窓口（外部窓口）を設置し、通報しやすい環境を整えることで、制度をより円滑に運用し、県政に対する一層の信頼性を確保します。

【平成17年度から21年度までの5年間の取組目標】

① 情報公開の一層の推進

- 公文書の開示決定における開示・非開示判断の適正度（公文書開示請求の開示決定等に対する開示請求者等（県民等）からの不服申立について、三重県情報公開審査会が行政機関の決定が適正であると判断した割合）の向上

平成17年度実績 45% → 平成21年度 55%以上

- 公の施設の管理に係る情報公開

全ての指定管理者において情報公開制度が実施されるよう支援していきます。

② 会計事務の適正化

- 出納局検査及び会計相談の業務推進有益度（被検査所属アンケートによる5段階評価結果・最高点は5.0）

平成18年度 3.91 → 平成21年度 4.36

③ 入札契約制度の改革

- 平成19年度の取組に対する検証結果等を踏まえ、引き続き、より公正性、透明性、競争性が確保される入札契約制度の取組を進めます。

④ 監査委員監査の充実

- 監査結果に対する改善率（既に改善を終えたもの、または改善に取り組み引き続き改善しているもの）

平成16年度（16年度定期監査に対する改善率）72.7%
→ 平成21年度 85.0%

⑤ 外部監査制度の有効活用

- 指摘内容に対する改善率（既に改善を終えたもの、または改善に取り組み引き続き改善しているもの）が100%となるよう、取組を進めます。（平成16年度（15年度監査に対する改善率）91.3%）

- ⑥ 一定の公職にある者等からの要望等に関する取扱要領の適正な運用
 - 県政運営の公平性、透明性を高めるため、要領の周知・啓発に努めるとともに、統一的な運用を徹底していきます。

- ⑦ 三重県職員等公益通報取扱要綱の適正な運用
 - 県政運営の透明性を高めるため、要綱の周知・啓発に努めるとともに、適切に運用していきます。

(6) 電子自治体の推進

【基本的な考え方】

本県では、ITの利活用を「県民しあわせプラン」の推進手段としてとらえ、県民サービスの向上や総合的な観点での情報化の推進をめざす「三重県IT利活用の基本方針」を平成17年6月に取りまとめました。

この基本方針を踏まえ、財政状況の厳しい中ではあるものの、これまで以上に住民サービスの向上を図るため、当面は次の3点について重点的に取り組むこととします。

① 総合的な観点での情報化の推進

IT投資の効率化・適正化を図るとともに、全庁の情報システムのあり方を見直すなど、総合的な観点での情報化を推進していきます。

② 市町の情報システム等の共同化

情報システム等を市町が共同で構築・運用することにより、市町の効率的な情報化を促進し、あわせて、地域間格差の是正を図るため支援を行っていきます。

具体的には、

- ・ 県と市町が共同利用できるデジタル地図の整備・更新
- ・ 電子申請システムの共同導入
- ・ 電子入札システムの共同導入

等を進めるための必要な検討を行っていきます。

③ 情報セキュリティ対策について

個人情報保護の法令整備が進む一方、コンピュータウイルスやサイバー攻撃など、情報に対するリスクが高まっており、適正な行政運営、安全安心な情報管理を確保するため、情報セキュリティ対策への緊急な取組が求められています。

【平成17年度から21年度までの5年間の取組目標】

● 総合的な観点での情報化の推進について

全庁的に統一された調達指針を策定するとともに、各部局のIT調達を管理する体制（情報システム審査委員会等）を平成18年度から構築・運用することにより、組織全体としてIT投資の効率化・適正化を推進します。

また、全庁の情報システムを対象に、類似システムの統合化、ハード基盤の共通化、基幹システムのあり方などを検討し、全庁の情報システムの適正化を計画的に推進します。

● 市町の情報システム等の共同化について

共有デジタル地図を市町と共同で整備し、運用を行うとともに、住民サービスの向上を図りつつ、低廉で効率的な自治体運営を行うため、情報システム等の共同化を検討し、構築・運用することをめざします。

● 情報セキュリティ対策について

三重県電子情報安全対策基準を見直し、各情報システムの情報セキュリティ実施手順の整備を行うとともに、情報セキュリティ監査体制なども含めた情報セキュリティマネジメントを推進します。

(7) 財政運営の不断の見直し

① 歳入の確保

ア 県税の未収金対策

個人県民税を含む市町村税の滞納額を縮小させるため県内全市町村を構成員とする「三重地方税管理回収機構」を平成16年4月に設立したり、「インターネット公売」を導入するなど未収金対策に取り組んできたところですが、今後も積極的に滞納整理等を進めます。また、税源移譲等により個人県民税のウエイトが高まってくることも踏まえ、県内市町や三重地方税管理回収機構との協働・連携をさらに強化するとともに、併任職員を活用し、県税の徴収率の向上を図ります。

イ 課税自主権

本県においては、全国に先駆けて産業廃棄物税を制定したり、法人県民税にかかる超過課税を実施するなど課税自主権の活用を図っているところですが、

今後も、課税自主権を有効に活用しながら、「県民しあわせプラン」の着実な実現をめざし、各種施策の充実に努めていきたいと考えています。

なお、他県では、既に森林環境税の導入が進んでおり、本県においても議論が行われています。新たな税の導入は、県民の皆さんに新たな負担を求めることですので、今後、県議会の議論も踏まえながら適切に対応していきます。

ウ 多様な財源の掘り起こし

県の広報媒体や県有施設への有料広告の導入については、平成18年7月から県のホームページへのバナー広告の掲載を、また、平成19年度からは自動車税納税通知書用封筒への広告掲載に取り組んでいるほか、県が使用する封筒への広告掲載についても導入に向けた取組を進めています。

このほか、公共施設への広告看板の設置やネーミングライツ（スポンサーの企業名などを施設の名称にする権利。命名権。）等の実施について検討を進めるなど、様々な工夫を通じて歳入の確保を図ります。

エ 受益者負担の適正化

使用料・手数料については、県民負担の公平性の観点及び受益者負担の原則に基づき、適正な見直しを行います。原則として、前回の改定時から3年以上経過しているものについては、改定を検討し、著しく受益とコストのバランスを欠いているものについては、改定を行います。

② 歳出の見直し

平成16年度から平成18年度の財政健全のための集中取組期間においては、人件費、社会資本整備など事務事業全般の見直しに努めてきたところですが、今後はさらに、あらゆる事務事業について聖域を設けることなく見直しを行うなど財政の健全化に引き続き強力に取り組みながら「選択と集中」を一層進め、簡素で効率的な「身の丈」にあった財政運営を行います。

③ 地方債発行額の抑制

県債には、世代間の負担を平準化する機能があり、財政運営には欠かせないものでありますが、後年度の負担という観点からは、安易な発行は控える必要があります。

現在の財政悪化の要因の一つである公債費を今後とも増加させないため、中期的な財政状況を見通しながら、事務事業の見直しを継続的に進め、効率化・重点化を図ることにより、新たな県債の発行の抑制に努めるとともに、地方債に対する地方交付税の後年度措置に十分留意しながら、有利で真に必要な地方債の発行に努めます。

④ 県有財産の有効利活用

財産の有効活用や未利用財産の売却を促進していくため、平成17年度に、計画期間を平成18年度から平成20年度までの3年間、その目標額を約10億円とする県有財産利活用計画を策定したところであり、その成果を検証し、県有財産の効率的・計画的な利活用を進めます。

また、未利用普通財産については、これまで売却可能なものの処分に努

めてきたところですが、道路に面していない土地、境界が確定できていない土地など課題もあります。今後は、これらの課題に対応していくとともに、早期に売却することが困難な物件については、公的な団体等への貸付などにより有効活用を図ります。

⑤ 財政調整基金の確保

景気変動による税収の急激な悪化や、自然災害など不測の行政需要に直面しても直ちに緊急事態に陥らずある程度の対応が行えるよう、財政運営のリスクマネジメントの観点から、財政調整基金を一定の規模でリスク対応基金として位置づけ、所要の資金の確保に努めます。

また、現在、一般会計に30本の基金がありますが、使途が類似している基金の統合や社会経済情勢の変化により必要性が薄れている基金の廃止を検討することにより、基金の効率的・効果的活用を図ります。

⑥ 特別会計

現在、一般会計の他に、特定の事業を行う場合と、その他の特定の歳入を特定の歳出に充てる場合などで設置している特別会計が11あります。国においても、特別会計の見直し議論が行われていますが、県の特別会計は、規模や制度において大きく異なっています。

しかし、それぞれの特別会計においても一般会計に準じてコストの縮減を図る必要があり、未収金対策や事業等のあり方等について課題もあることから、予算編成過程における予算議論や成果の確認と検証を行いながら、見直しを行っていきます。

⑦ 財政状況の公表

財政状況の公表については、現在、三重県財政の状況、決算の公表、普通会計バランスシート、地方公社や第三セクターを含めた連結バランスシート（試行）の作成、公表を行っています。

公会計の整備については、今後、国の作成基準に準拠し、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を進め、財務情報の充実に努めます。

【平成17年度から21年度までの5年間の取組目標】

- 今後も財政収支見通しなどの財政情報を県民の皆さんに提供するとともに、財政の健全化と県勢発展のための予算編成を行っていきます。

(8) 公共工事のコスト縮減と品質確保の促進等

【基本的な考え方】

「公共事業コスト縮減に関する第3次行動計画」によりコスト縮減を図ります。また、「公共事業の品質確保の促進に関する法律」の施行を受けて優れた品質を確保するため、入札及び契約の適正化と技術管理業務の必要な見直しを行います。

① 「公共事業コスト縮減に関する第3次行動計画」の推進

今まで行ってきた直接的な工事コストの縮減は限界になってきています。このため、間接的な工事コストの縮減、計画性及びランニングコストも視野に入れた「公共事業コスト縮減に関する第3次行動計画」を推進すべく啓発を図るとともに、コスト縮減が進めやすくなるように取組方法の検討をしていきます。

② 公共事業の品質確保の促進

平成17年4月1日から施行された「公共事業の品質確保の促進に関する法律」を受けて、同年8月26日に基本的な方針が閣議決定されました。この法律では、「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換や発注者をサポートする仕組みの明確化を位置づけています。本県においても、具体的に出された基本方針に沿った入札方式や工事成績の評価方法等の見直しを検討しています。引き続き、この改革を早期に推し進め、公共事業の品質の確保に努めていきます。

【平成17年度から21年度までの5年間の取組目標】

● 公共事業コスト縮減の取組

「公共事業コスト縮減に関する第3次行動計画」に定めているコスト縮減率15%（対14年度比）を目標とします。

● 公共事業の品質確保の促進の取組

① 入札及び契約の適正化

ア 適正な競争性の確保

原則として、全ての建設工事に条件付一般競争入札を適用し、適切な競争性の確保を推進します。

イ 価格のみの競争から価格と品質で総合的に優れたものの調達

工事の規模・難易度や競争参加者の技術力等種々の条件に即した総合評価落札方式や各種バリュー・エンジニアリング（VE）制度の検討とその導入を推進します。

② 技術管理業務の見直し

ア 工事成績評価方法

- ・ 採点のしやすい工事成績評定の作成
- ・ 説明(工事監督記録の利用など)しやすい工事成績評定の作成

- ・ バラツキが少なくなる工事成績評定の作成
- イ 職員の技術力向上
- ・ 技術力向上のための研修制度の充実
 - ・ 技術者の技術レベルに応じた研修プランの作成